



内国法人の外国税額の控除に関する明細書

国内法人の外国税額の控除に関する明細書										事業年度等		：		：		法人名							
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書																		(円)					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)				1	G01					区 分				国外所得対応分 ①		①のうち非課税所得分 ②							
当期の法人税額の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」-別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)				2	G02					当	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額			24	G23			G47				
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)				3	G03					加	納付した控除対象外国法人税額			25	G25						
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る 所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)				5	G05						交際費等の損金不算入額			26	G26			G48			
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る 所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)				6	G06						貸倒引当金の戻入額			27	G27			G49			
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)				7	G07						E01				28	G28			G50		
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)				8	G08						E02				29	G29			G51		
		計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)				9	G09						E03				30	G30			G52		
		当期の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)				10	G10						E04				31	G31			G53		
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)				11	G11						E05				32	G32			G54		
	(10)+(11) (マイナスの場合は0)				12	G12					E06					33	G33			G55			
	非課税国外所得の金額 (46の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)				13	G13					E07					34	G34			G56			
	(12)-(13) (マイナスの場合は0)				14	G14					小 計			35	G35			G57					
	(9)×90%				15	G15					貸倒引当金の繰入額			36	G36			G58					
	調整国外所得金額 ((14)と(15)のうち少ない金額)				16	G16					E08					37	G37			G59			
	当期に控除できる金額の計算	法人税額の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)				17	G17						E09				38	G38			G60		
法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(17)のうち少ない金額)				18	G18					E10				39	G39			G61					
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「31の②」)				19	G19					E11				40	G40			G62					
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「35の②」)				20	G20					E12				41	G41			G63					
((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額				21	G21					E13				42	G42			G64					
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)				22	G22					E14				43	G43			G65					
当期に控除できる金額 (21)+(22)				23	G24					E15				44	G44			G66					
										小 計			45	G45			G67						
										計 (24)+(35)-(45)			46	G46			G68						

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書										(円)		
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)				47	G69		地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (51) × $\frac{(16)}{(9)}$ (通 算 法 人 の 場 合 は 別 表 六 (二) 付 表 五 「 43 」)			52	G74	
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (17)				48	G70		地 方 法 第 12 条 第 1 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 ((49) と (52) の う ち 少 な い 金 額)			53	G75	
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (47) - (48)				49	G71		(53) 又 は 当 初 申 告 税 額 控 除 額			54	G76	
地 方 法 人 税 算 の 計	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一「2」-「3」)+(別表六(六)9の②)+「9の②」)			50	G72	000	地 方 法 第 12 条 第 8 項 に よ り 控 除 で き る 金 額 (別表六(二)付表六「13の計」)			55	G77	
	地 方 法 人 税 額 (50) × 10.3% - ((別表六(五の二)「5の③」)+(別表十七(三の六)「1」) - (別表一「2」-「3」)) と 0 の う ち 多 い 金 額) (マイナスの場合は0)			51	G73		外 国 税 額 の 控 除 額 (54) + (55)			56	G78	

Ⅲ 防衛特別法人税に係る外国税額の控除に関する明細書										(円)		
当期の控除対象外国法人税額 (1)				57	G79		防衛特別法人税控除限度額 $(61) \times \frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「51」)			62	G84	
法人税の控除限度額及び地方法人税控除限度額の合計額 (17) + (52)				58	G80		防確法第16条第1項により控除できる金額 ((59) と (62) のうち少ない金額)			63	G85	
差引控除対象外国法人税額 (57) - (58)				59	G81		(63) 又は 当初申告税額控除額			64	G86	
防衛特 別計 法人 税算 額の	課税標準法人税額 ((別表一「2」-「3」-「47」)+(別表六(六)「9の㊸」+「9の㊸」))又は(((別表一「2」-「3」)+(別表六(六)「9の㊸」+「9の㊸」))× $\frac{\text{別表一「67」}}{\text{別表一「45」}}$)			60	G82	000	防確法第16条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「20の計」)			65	G87	
	防衛特別法人税額 $(60) \times 4\% - (((\text{別表六(五の二)「5の㊸」}) + (\text{別表十七(三の六)「1」}) - (\text{別表一「2」} - \text{「3」}) - (50) \times 10.3\%))$ と 0 のうち多い金額) (マイナスの場合は0)			61	G83		外国税額の控除額 (64) + (65)			66	G88	

別表六(二) 令八・四・一以後終了事業年度等分